

制定：2015年1月30日

改定：2015年5月20日

改定：2023年11月8日

関西電力医学研究所規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西電力医学研究所（以下「医学研究所」という）の組織、事務分掌その他医学研究所に関する必要な事項を定める。

(設置および名称)

第 2 条 株式会社関西メディカルネットに関西電力医学研究所を置く。

(医学研究所の業務内容)

第 3 条 関西電力医学研究所は、関西電力病院と連携し、医学・医療の発展のため臨床医学研究を推進し、先進医療の支援や共同研究を行うとともに、医師のみならず研究に興味を持つ若手医師の育成を行う。

(所長)

第 4 条 医学研究所に所長を置く。
2 所長は、医学研究所の所務を統括する。

(組織)

第 5 条 医学研究所に次の部署を置くとともに、研究活動に従事する者は以下のとおりとする。

(研究部門) 糖尿病研究センター 糖尿病・内分泌研究部
糖尿病研究センター 代謝栄養研究部
糖尿病研究センター 先端糖尿病研究部
統合生理学研究センター 統合生理学研究部
外科（神経内分泌腫瘍・乳癌）研究部
心臓・血管（循環器）研究部
侵襲反応制御研究部
消化器・肝臓病研究部
臨床神経研究部
臨床腫瘍研究部
睡眠医学研究部
医学教育研究部
リハビリテーション医学研究部
運動器整形外科研究部

救急集中治療医学研究部
腎疾患・血液浄化療法研究部
リウマチ・膠原病研究部
糖尿病地域医療推進センター
感染制御研究部

(研修部門) 総合臨床教育・研修センター

(事務部門) 事務センター

- 2 研究部門の各部に部長、副部長を置く。
- 3 研修部門に部長、副部長を置く。
- 4 事務部門に部長、副部長を置く。
- 5 各研究部の部長は、研究全般の業務をつかさどる。
- 6 各研究部の副部長は、部長を補佐する。
- 7 総合臨床教育・研修センターの部長は、研修全般の業務をつかさどる。
- 8 総合臨床教育・研修センターの副部長は、教授を補佐する。
- 9 事務センターの部長は、事務全般の業務をつかさどる。
- 10 事務センターの副部長は、部長を補佐する。
- 11 必要あるとき、医学研究所に学術顧問を置く。
- 12 学術顧問は、研究において必要な助言及び指導を行う。
- 13 必要あるとき、医学研究所に客員研究員を置く。
- 14 客員研究員は、関西電力医学研究所の外部に籍をもち、関西電力医学研究所の一員として研究活動を行う。

(研究計画の策定)

第 6 条 研究者は、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において研究計画を立案する。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ実施計画審査申請書（別紙 1）を作成し、医学研究所長に提出する。

(研究費)

第 7 条 前条の規定により、研究を認められた者は研究費の助成を受けることができる。

- 2 医学研究所の経費は、研究費およびその他の収入について支弁する。

(研究の実施)

第 8 条 研究者が研究を行う場合は、医学研究所の活動として実施する。

(研究成果の取扱い)

第 9 条 研究者が行った研究等の成果について公表するときは、公表計画審査申請書（別紙 2）を作成し、医学研究所長に提出する。

(研究報告の義務)

第10条 研究者は、研究の結果について報告書を作成し、当該報告書等の写しを医学研究所長に提出する。

(管理等の事務)

第11条 事務センターは、研究計画書の取りまとめ、経理、物品の発注等を行う。

2 事務センターは、研究者の依頼に基づいて物品の発注に関する意思決定を行うと共に、納品時の検収を行う。研究者本人は発注を行わない。

3 事務センターは、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書等により事実確認を行う。

(監査)

第12条 研究費の適正な管理のため、内部監査を行う。

2 監査の対象は、前年度の契約実績の約1割を抽出したものとし、会計書類の検査ならびに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(法令等の遵守)

第13条 医学研究所に所属する研究者は研究の遂行に当たり、関係法令を遵守するものとする。

以上

(別紙1)

受付番号 第 号
平成 年 月 日

実施計画審査申請書

関西電力医学研究所長 殿

申請者

所属

氏名

印

申請者の所属長の承認

所属

氏名

印

| |
|----------------------------|
| 1. 課題名 |
| 2. 主任研究者 所属 氏名 |
| 3. 分担研究者 所属 氏名 |
| 4. 研究等の概要および必要性 |
| 5. 研究等に関する内外の情勢および研究者の準備状況 |

6. 研究の期間

年 月 日～ 年 月 日

7. 研究等の対象および実施場所

8. 研究等における医学的および倫理的配慮について

((1)～(3)は必ず記載すること)

(1) 研究等の対象となる個人の人権擁護

(2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性と医学への貢献の予測

(4) その他

9. その他 (研究等の成果の公表を予定していれば、その公表の方法、時期、場所等を記載すること)

(別紙2)

受付番号 第 号
平成 年 月 日

公表計画審査申請書

関西電力医学研究所長 殿

申請者

所属

氏名 ⑩

申請者の所属長の承認

所属

氏名 ⑩

実施計画審査結果通知年月日・番号： 平成 年 月 日 第 号

課 題 名 :

主 任 研 究 者 :

上記の研究等の成果について、下記のとおり公表を予定していますので審査を申請します。

1. 公表の方法、時期および機関又は場所

(1) 公表の方法

(2) 公表の時期

(3) 公表の機関又は場所

(4) その他

2. 公表内容の概要 (公表内容資料を添付のこと)

